

習志野市教育委員会会議録
(平成18年第2回定例会)

- 1 期 日 平成18年2月22日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時10分
閉会時刻 午後4時20分
- 2 出席委員 委員長 吉 村 博 与
委員 栗 原 伸 夫
委員 小 泉 俊 雄
委員 青 木 克 己
委員 松 盛 弘
- 3 出席職員 副教育長 西 原 民 義
教育総務部長 小 滝 益 夫
学校教育部長 由 比 ヶ 濱 勤
学校教育部参事 大 和 田 泰 雄
学校教育部参事 渡 辺 伸 治
教育総務部次長 志 村 豊
学校教育部次長 柴 田 史 香
生涯学習部次長 高 山 幸 男
教育総務部副技監 鈴 木 知 行
学校教育部副参事 山 崎 敏 雄
学校教育部副参事 鶴 岡 智
生涯学習部副参事 奥 平 純 一
学校教育課長 大 友 秀 雄
指導課長 倉 光 正 力
生涯スポーツ課長 三 村 秀 則
青少年課長 吉 田 信 博
青少年センター所長 小 柳 茂
生涯学習部主幹 高 柳 英 昭
生涯学習部主幹 及 川 隆 志

4 会議内容

委員長が

平成18年習志野市教育委員会第2回定例会の開会を宣言。

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)について非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

報告事項(1)について、協議第1号の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成18年第1回定例会会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

議案第1号 平成18年度教育行政方針について

(企画管理課)

教育総務部次長が

平成17年第9回定例教育委員会議で協議していただいたものであり、その協議の場において出された意見を踏まえ、若干、修正させていただいたものである、と主な変更点を説明。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第1号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第2号 習志野市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)

学校教育課長が

習志野市立高等学校定時制の課程に単位制を導入しようとするため、改正しようとするものである。平成18年4月1日より、千葉県立高等学校のすべての定時制の課程で単位制を導入するにあたり、市立習志野高等学校についても併せて導入するものである、と概要を説明。

委員が

2学期制を検討しているとのことだが、卒業の認定時期については単位の修得を認定した日となっているので、3学期制にした方が卒業できる機会が増えて良いのではないかと質問。

学校教育課長が

定時制の課程の修業年限については、3年、3年6月又は4年となっている、と回答。

委員が

定時制を2学期制にするときには、全日制も同じように2学期制にすることを検討するのか、と質問。

学校教育課長が

定時制については、単位制を有効に活用させるために、2学期制を検討するものである。全日制については、その後の検討事項となる、と回答。

教育長が

習志野高等学校は市立の定時制だが、県で人事を行っているのが現状である。制度については、従前から県にならっている。今は高校の改編を進めている段階であり、いずれは定時制について、県で進めている改編の中で考えてもらいたい、と発言。

委員が

定時制を単位制にすることについては理解できる。2学期制は、県立の高等学校で既に行われており、授業時間数が確保できるという事で導入してきたが、その効果は検証されていないように思う。2学期制の検討については、他の県立の定時制と合わせていかなければならないので、独自ではできないのではないかと思う、と発言。

委員が

卒業に必要な単位は何単位か、と質問。

学校教育課長が

74単位である、と回答。

委員が

36単位については、習志野高等学校以外でも修得できるということだが、そうすると、在籍年数の短縮が可能なのか、と質問。

学校教育課長が

年間で取得できる単位数は定められている。また、最低でも3年は在籍しなければ卒業ができない、と回答。

委員が

単位制による課程に在学できる期間は、校長が教育委員会の承認を得て定めるとなっているが、無期限に在籍するようではいけないのではないかと質問。

学校教育課長が

在学期間は最長で6年と定める予定である、と回答。

委員が

県立高校が7年に変更になったらどうするのか、質問。

学校教育課長が

習志野高等学校も県に合わせるようになる、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第2号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第3号 習志野市スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則の制定について

(生涯スポーツ課)

生涯スポーツ課長が

個人の施設使用の利便性を配慮し、個人の使用については、指定管理者が定める使用券を購入することにより施設を使用することができるよう改正するものである。対象となるのは、東部体育館のフリークライミングウォールとトレーニングルーム、中央公園パークゴルフ場、茜浜パークゴルフ場である、と概要を説明。

委員が

使用券を買えば施設を利用できるということだが、今まで使用許可申請書を提出してもらい、使用許可書を交付していたのは、理由があったのではないかと質問。

生涯スポーツ課長が

現在の使用許可申請書は団体使用を想定して作られたものである。今回の改正は、個人使用の利便性を図るためのものであり、個人使用は使用券を購入することが許可にかわるものである。団体使用については、今までどおり使用許可申請書を出してもらおう、と回答。

委員が

団体が使用券を購入して使ってしまったときに、何か問題は起こらないのか、と質問。

生涯スポーツ課長が

使用券を使うことができるのは、個人使用の施設に限られる。団体使用は、いわゆる面貸しをしている施設が対象となるものであり、問題はない、と回答。

委員が

使用券を買う時に名前等を書いてもらうなど、何か条件はあるのか、と質問。

生涯スポーツ課長が

初めて来られた方については使用者の氏名等を書いてもらい、パス券を発行し、2回目以降はパス券を提示してもらい、使用券を販売するということを指定管理者と検討している。そして、個人情報保護については十分配慮したい、と回答。

委員が

施設の使用の仕方が悪い方について、使用を禁止とするといったような規定はあるのか、と質問。

生涯スポーツ課長が

規則に遵守事項が定められており、それを使用券の裏面に記載する等考えている、と回答。

委員が

茜浜パークゴルフ場が使用券を購入することにより個人が自由に使用できることで、荒らされてしまうのではないかという不安がある。広い施設の中で特定できない個人が使うので、きちんと管理が行われなければならないと思う。もしも、使用後に器具が壊されたとか、芝生が剥がされたといった事があった場合どうするのか、と質問。

生涯スポーツ課長が

この使用券については、利便性の優先を考えたものである。今、指摘をいただいた事については、

指定管理者と協議をし、利用者へも適切な利用を周知していきたい。また、各パークゴルフ場については指導者がいるので、協力をしていただき、施設の管理を行っていかうと考えている、と回答。

委員が

盗難などがあった場合は、使用した人が特定できた方がいいのではないか、と質問。

生涯スポーツ課長が

初回の際は使用者の氏名を書いてもらい、2回目以降はパス券を提示してもらうことにより、使用者を確認することを考えている、と回答。

委員が

使用券はなぜ作らなければいけないのか、また、具体的にどういったものにするのか、と質問。

生涯スポーツ課長が

使用券は個人使用の利便性向上のためのものである。具体的には、実花水泳プールの使用券に準じた様式を考えている、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第3号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第4号 習志野市放課後児童健全育成事業条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(青少年課)

青少年課長が

津田沼放課後児童会の位置を津田沼幼稚園内から津田沼小学校内へ変更するため、改正するものである、と概要を説明。

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第4号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第5号 習志野市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示の制定について

(学校教育課)

学校教育部副参事が

習志野市立こども園において、市立幼稚園と同様に預かり保育を実施するため、平成18年4月

1日の東習志野こども園の開園に伴い、習志野市立幼稚園預かり保育実施要綱を改正するものである。主な内容は、預かり保育の実施園にこども園を加えること。こども園では、長期休業期間も預かり保育を行うこと。こども園での預かり保育の時間は降園時刻から午後5時までで、長期休業期間中は午前9時から午後5時までとすることである、と概要を説明。

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第5号は全員賛成で原案どおり可決された。

請願第1号 教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願

教育総務部次長が、請願の内容について説明。

指導課長が参考意見として

請願で指摘のあった3つの会社の教科書だが、本市において、東京書籍出版の小学校五年用「マザーテレサ」は使用していない。東京書籍出版の中学英語「聖しこの夜」は使用している。開隆堂「フィンランドのサンタ村からのクリスマスカード」は使用していない。

なお、請願の中で、東京書籍出版の中学英語「聖しこの夜」が平成18年度から使用採択が決定となっているが、すでに使用採択されており、平成17年度も使用している。

取るべき措置の内容(1)について、教科書は、文部科学省の教科書検定に合格したものであり、文部科学省の教科書検定は教育基本法に定める目的、方針並びに、学校教育法に定める学校の目的及び教育の目標に基づいているかどうかを審査するものである。従って、指摘のあった教科書もこの検定に合格したものであるもので、使用することに関して問題はないと考えている。

(2)について、教科書の採択にあたっては、教科書採択に係わる各法に従い、教科書検定に合格した教科書について、千葉県教育委員会の指導、助言のもと、内容についての綿密な調査研究に基づき、公正、かつ適正に採択をしている。従って、検定に合格した教科書の中から採択をしているので、採択に関して問題はないと考えている。

(3)について、各学校の行事等については、教育基本法第9条に基づき、適正に実施されると教育委員会では認識している。今後も各学校に対して宗教的中立性を遵守した教育を行うよう指導していく、と説明。

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、請願第1号は賛成者なしで不採択となった。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成18年3月22日(水)午後4時30分に決定された。

<報告事項（１）は非公開>

報告事項（１） 平成18年度教育費当初予算案について

（企画管理課）

教育総務部次長が概要を説明。

質疑の後、報告事項（１）は了承された。